あきる野市高齢者在宅サービスセンターの設置及び管理に関する条例に規定する萩野センター、開戸センター及び五日市センターについては、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、引き続きあきる野市社会福祉協議会に次のような理由により管理を行わせる。

## 理由

萩野センター、開戸センター及び五日市センターについては、高齢者の心身機能の維持・向上及び自立生活の援助などの目的達成のため、開設当初からあきる野市社会福祉協議会に委託し、事業実施してきている。

平成12年度介護保険制度の導入に伴い、事業内容の充実を図り、通所介護事業、高齢者生きがい活動支援通所事業、高齢者配食サービス事業等を委託し、事業実施しているところである。平成16年度の利用実績をみると、通所介護事業は利用者延べ6,709人、高齢者生きがい活動支援通所事業は、利用者延べ2,360人、高齢者配食サービス事業は、利用者延べ7,698人となっている。

なお、平成18年度からは、介護保険制度の改正により、これまでの事業に加えて、新たなデイサービス事業及び地域支援事業の介護予防事業を実施する予定であるが、今まで行ってきた通所介護事業、高齢者生きがい活動支援通所事業とその内容は大きくかわるものではない。

社会福祉協議会は、住民が主体となって、地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、公私関係者の協力を得て地域福祉を推進することを目的とする民間団体である。

平成14年には、「社協経営指針」が策定され、①市民参加・協働による福祉社会の 実現、②地域における利用者本位の福祉サービスを実現すること、③地域に根ざした総 合的な支援体制の実現、④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない 挑戦の4項目の経営理念を示すとともに、事業体制として4部門の確立を示した。この 経営方針に基づき、市の委託事業の他にも地域に根ざした数多くの事業を実施し、一民 間事業者としても、市民から高い評価を受けているところである。

萩野センター、開戸センター、五日市センターにおける、今までの事業実績と平成 18年度の介護保険制度の改正により予定している新たな事業、また、あきる野市社会 福祉協議会の経営理念を勘案して、引き続きあきる野市社会福祉協議会に管理運営を行 わせることが望ましいと考えるものであり、それにより、スムースな運営と事業効果が 期待できるものである。